

## 公正競争規約違反に対する措置等

A社：兵庫県姫路市所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

### 賃貸住宅4物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので1ヶ月間、短いもので12日間、継続して広告。

※ A社は令和2年1月17日に当協議会から嚴重警告の措置を受けている。

B社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

### 売地1物件

#### ■ おとり広告（架空物件）

- ◎ 広告表示の土地は存在せず、取引不可。

C社：神戸府中央区所在 免許更新回数（2）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

### 賃貸住宅2物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 取引不可の物件を情報登録し、長いもので2ヶ月間、短いもので27日間、継続して広告。

D社：兵庫県姫路市所在 免許更新回数（1）  
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：ポータルサイト

#### 賃貸住宅2物件

##### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので2ヶ月間、短いもので27日間、継続して広告。